

和歌山県の火光を利用する船釣り等の禁止区域について



別表

	漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
①	和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 （和共第1号）	全域	周年
②	日高郡由良町地先	紀州日高漁業協同組合	日高郡由良町地先における点（北緯33度58分41秒、東経135度03分34秒）を中心とする半径500mの範囲	周年

緯度経度は世界測地系

① 和共第1号共同漁業権漁場区域全域

次の基点第1号、ア、イ、ウ、エ及び基点第11号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、その他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第1号 大阪府和歌山県界に設置した標識

基点第6号 和歌山市加太沖ノ島最西端に設置した標識

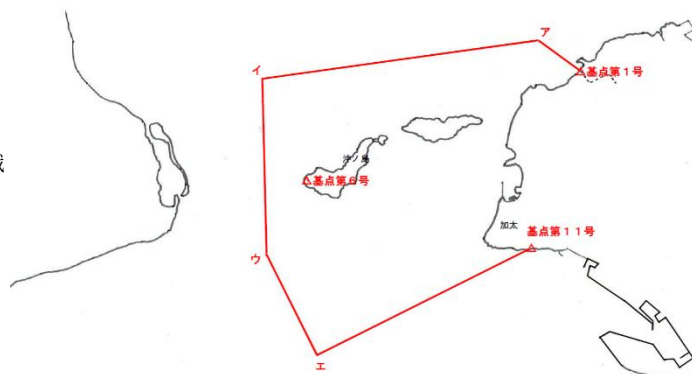
基点第11号 和歌山市加太磯ノ浦界に設置した標識

ア 基点第1号から305°-20'の方位線とイから大阪府観音崎見通し線との交点

イ 基点第6号から336°-20' 3, 480m点

ウ 基点第6号から209°-50' 2, 600mの点

エ 基点第11号から兵庫県沼島南端見通し線とウから有田市初島町沖ノ島西端見通し線との交点



② 和共第17号共同漁業権漁場区域のうち下記の区域

北緯33度58分41秒、東経135度03分34秒

を中心とする半径500mの範囲

